

# 傍聴に関する注意事項

## 公共施設再配置・複合施設機能検討懇談会

### 1. 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開催の20分前から10分前までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員(満席)になり次第、受付を終了します。

### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

### 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなど示威行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話の電源を切ること。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。